

## クーリング・オフ制度

訪問販売などで、契約してしまったが解約したい、そんなとき、契約書面を受け取った日から、通常8日以内なら、無条件で解除できるという制度が「クーリング・オフ」です。また、不当な勧誘で結ばされた契約などは、クーリング・オフの期間を過ぎても取り消せる場合があります。

問い合わせ先

西宮市消費生活センター 0798-64-0999

阪急西宮北口駅北側 アクタ西宮 西館

<http://www.nishi.or.jp/contents/0001526600030002600218.html>

消費者ホットライン 188 (全国共通番号)

※注 詳しくは、日本語がわかる人を介してお問合わせください。